

CASA DEL ARTE 規約

(総則)

本規約は、CASA DEL ARTE〔東京都港区芝 3-16-13 MARUWA ビル 1F 及び 2F〕(以下、当館という)の利用における、利用者の遵守事項を定めるものである。

第1条 (利用目的)

当館は、公益財団法人スペイン舞踊振興 MARUWA 財団(以下、当財団という)がスペイン舞踊(フラメンコ)振興に寄与する為の物であり、文化及び芸術の振興を寄与する活動以外は認めない。

第2条 (利用条件)

MARUWA ビル閉鎖期間(年末・年始等)、および当財団が公益事業等でスタジオを使用する場合は利用することは出来ない。

2. 新型コロナウイルス感染症防止対策として、別紙『新型コロナウイルス感染症防止対策のお願い』を確認し、利用責任者が責任をもって現場判断を行う。

3. 当館の利用者が、稽古等に必要な設備・機器等の資材を館内に搬入する時は、事前に事務局の了承を得なければならない。それら資材を館外に搬出する時も同様とする。

4. 当館の利用者は、取材等で部外関係者を入館させる場合は、事前に事務局に届け出なければならない。また、その部外者に対して本規約を遵守させなければならない。

5. 当館の利用者は、ワークショップ、発表会等、部外一般客の入館を想定した使用をする場合、必ず事前に事務局に届け出をし、開催方法を報告しなければならない。また、上記4項と同様、その部外者に対して本規約を遵守させなければならない。

6. ゴミは原則として利用者が持ち帰るものとする。安全性の観点から施設内にゴミ箱は設置しない。トイレのゴミ箱には備え付けの紙以外捨ててはならない。持ち帰りが困難な利用者は、分別したゴミに限り、処分経費とゴミ袋代相当分(700 1枚 500円)を負担して、処分を申し込むことができる。

第3条 (利用時間)

利用時間には(搬入・仕込み等)及び、後片付け(搬出等)の時間を含む。スタジオ利用時間は厳守する。更衣室は予約時間前後 20分を目安に利用する。予約時間前後 30分以上の入退館は認められず、別途追加料金を支払うものとする。利用者の入退館時間は、1階2階の監視カメラ、入口扉の自動セキュリティシステムより記録される。

長時間連続利用の場合で3時間以上の休憩がある場合、その時間の料金は発生しない。

第4条 (休館日)

当館の休館日は、12月末日から翌年1月4日までとする。ただし、建物及び施設・設備等の保守整備等の為に、臨時に休館する事がある。

第5条 (申込方法)

当財団ホームページより申込む。平日午前10時から午後5時までは、電話やメールで事務局へ問い合わせることができる。

第6条 (予約・キャンセル・支払方法について)

予約後1週間以内の入金をもって予約確定とし、入金日を予約確定日とする。1週間以内に入金がない場合、予約は取り消しとなる。仮予約は仮予約日から1週間有効とする。仮予約後1週間以内に確定の連絡がない場合、仮予約は取り消しとなる。予約の変更・キャンセルは、利用日の2週間前まで受付ける。

2. キャンセル料は以下の通り発生する。

- (1) 利用日 14 日前～利用日 8 日前 50%
- (2) 利用日 7 日前～利用日当日 100%

3. スタジオの利用料金は、下記口座に振込む方法にて支払うものとする。振込手数料は利用者の負担とする。

銀行名	ゆうちょ銀行
口座名義	公益財団法人スペイン舞踊振興 MARUWA 財団
種類	普通 記号 10110 番号 7075181

【他金融機関から振込の場合】

店名：0一八 (ゼロイチハチ) 店番：018 普通預金口座番号：0707518

第7条 (入退館)

当館への入退館は、1階入口赤扉(オートロック扉)のみとする。MARUWA ビル正面入口(エレベーター側)は使用できない。入口赤扉、スタジオ扉、更衣室扉、トイレ扉以外は、SECOM セキュリティによって施錠され、触れることはできない。(触れるとSECOMが作動する)

2. 1階入口赤扉は、事務局による開閉、もしくはセキュリティーカードを用いた開閉システムとなる。事務局不在時には、セキュリティーカードによる入退館方法の説明を受ける。

3. 当館の利用に際し、利用責任者またはその代理人は、使用目的・入場予定人数等を事務局へ伝え、事務局から利用に関する説明を受ける。

4. セキュリティーカードの利用に際し、カード紛失の場合には、利用責任者、またはその代理人がその賠

償の責任を負う。(セキュリティーカード発行手数料 10 万円)

5. 休日ならびに平日夜間については、利用責任者において開閉する。

最初に入館する者はセキュリティーカードを使用し、その後の来館者は、黒ポストのワイアレス発信機のチャイムを押す。既に館内にいる者は、チャイム(スタジオ・更衣室に設置)が鳴ったら入口赤扉を開け、来館者を入場させる。

6. 当館の利用責任者は、退館時に以下のことを実施しなければならない。

- (1) 全館において忘れ物がないことの確認
- (2) 全館において現状復帰されていることの確認
- (3) 次の利用者のため、スタジオをフロアモップで簡易清掃
- (4) 荷物の放置がないことの確認
- (5) 各種電源が切られていることの確認
- (6) ゴミの放置がないことの確認(トイレゴミ箱に備え付けの紙以外のゴミがないこと)
- (7) 全員退館後、入口赤扉を正しく施錠

第8条 (禁止事項)

当館の利用者は、下記禁止事項を遵守する。来館者全員へ事前告知し、徹底すること。

- (1) スタジオ以外(1階入口付近、2階サロン、更衣室等)での練習
- (2) 全館禁煙。館内での火気使用
- (3) 全館(更衣室を含む)における食事、飲酒
- (4) 消防法の定める危険物の持ち込み
- (5) 消防法上、利用者定員(スタジオ・サロン各 50 名)※を超過しての利用
※コロナ禍では、別紙『新型コロナウイルス感染症予防対策のお願い』に定める当財団推奨人数を理解の上、利用責任者が責任を持って現場判断を行う。
- (6) 2階サロンの床の素材上、床を損傷させる行為(練習や運動など)、および着色する恐れのある飲料(コーヒーやワインなど)や食事を喫する行為
- (7) 2階サロンの家具の移動、催し事(催し事はスタジオ内で完結させる)
- (8) 2階給湯室の使用
- (9) 全施設において壁面や扉等への落書き・貼り紙・釘打ち等(床や壁面、家具等に修繕の必要が生じた場合は、利用者がその賠償責任を負う)
- (10) 興業行為
- (11) 展示・物品の設置、ならびに陳列や放置
- (12) 営利を目的とする物品販売
- (13) 宗教的行為、政治的行為

第9条 (近隣や他使用者への配慮)

近隣や他利用者へ配慮し、外に音漏れ(特に夜間)がないよう注意する。当館の利用者は、下記の事項を

遵守しなければならない。

- (1) 入口赤扉、スタジオ防音扉を開けた状態で、大音量の演奏及び練習、大声を出さない。
- (2) 夜間の退館時、館外入り口付近で談笑はしない。
- (3) 当館は全館禁煙の為、外での喫煙となるが、近隣や他の利用者へ配慮する。
- (4) 当館には駐車場がないため、最寄りのコインパーキングを利用する。(路上駐車は厳禁)

第10条 (利用承認の取消・制限)

利用承認後でも、次の場合は利用条件の変更や利用承認を取り消すことがある。

- (1) 公の秩序、または善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき。
- (2) 建物や付属設備等を損傷する恐れがあるとき。
- (3) 管理、運営上支障があるとき、または支障をきたす恐れがあるとき。
- (4) 使用諸規程もしくは、これに基づく当館の指示に従わなかったとき。
- (5) 提出書類の記載に偽りがあったとき。
- (6) 承認された使用条件に違反したとき。
- (7) 事務局の承認を得ないで、使用目的、内容等を変更したとき。
- (8) 施設の使用権を第三者に譲渡、転貸したとき。
- (9) 災害その他により、施設の利用が出来なくなったとき。
- (10) 利用者の中に、伝染病やインフルエンザ等の疾病に感染している者がいるとき。

第11条 (罰則及び賠償)

本規約の各条項に違反した当館の利用者に対し、事務局は使用期間の短縮、ならびに賠償を求める事が出来る。

2. 時間及び清掃等のルールを著しく逸脱した利用者に対しては、次回からのご使用を断ることができる。
3. スタジオ及びサロン使用中(資材等の搬出入時を含む)に発生した人的・物的損害は、利用者がその賠償責任を負う。
4. スタジオ並びにサロン使用の際、盗難及び自然災害による損害については、利用者の賠償責任とする。

第12条 (保守管理)

当財団事務局員は、保守管理上必要がある場合、スタジオ内に入り適宜の措置を講ずる事がある。

第13条（雑則）

本規約は、2016年4月1日から適用する。

本規約は、2021年12月1日から適用する。

本規約は、2022年12月16日から適用する。

年 月 日

わたくし、利用責任者_____は上記のスタジオ賃貸規約に同意し、遵守致します。

_____ (印)